

お知らせ

# なんたん

発行  
南丹市

第267号

平成29年  
2月24日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

## 目次 (ページ)

- ・お知らせ(1~3)
- ・相談会(3~4)
- ・子育て支援(催し)(4~5)
- ・催し(5~8)
- ・人材募集(9)
- ・なんたんテレビ番組表(10)

## お知らせ

### 子どもの医療費助成制度が変わります

子育て支援の充実と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、4月1日から、子どもの医療費助成制度を変更します。

#### ●変更内容

満3歳から就学前までだった「南丹市子育て支援医療費助成制度」の対象範囲を、満3歳から中学校卒業までに拡大します。

	0~2歳	3~5歳	6~15歳	16~18歳
入院	京都子育て支援医療費助成【京都府内共通制度】 ※① 200円の自己負担(受給者証【白色】あり)			すこやか子育て医療費助成【南丹市拡大制度】 ※② 800円の自己負担(受給者証なし)
通院		南丹市子育て支援医療費助成【南丹市拡大制度】 ※① 200円の自己負担(受給者証【さくら色】あり)	【変更部分】 新たに南丹市子育て支援医療費助成【南丹市拡大制度】となります。 ※① 200円の自己負担(受給者証【さくら色】あり)	※高等学校在学中の場合は、19歳到達後最初の3月31日まで

※① 京都府内の医療機関窓口において、受給者証と健康保険証を提示することで、1カ月1医療機関につき200円の自己負担で受診することができます。

※② 医療機関の窓口において健康保険証を提示し、いったん3割負担分を支払った後、市役所窓口で申請することで、1カ月1医療機関につき800円の自己負担になるように差額を支給します。

#### ●受給者証の交付について

3月下旬に、満3歳から中学2年生までのお子さんに受給者証(さくら色)を郵送で交付します。現在、受給者証(さくら色)を持っておられる方は、制度内容に変更ありませんが、有効期間が延長されますので、現在の受給者証を同封する返信用封筒で返還してください。

#### ●その他

- ・小中学生の方で3月31日までに受診された分の医療費については、従来どおり「すこやか子育て医療費助成制度」の対象となります。
- ・京都府外の医療機関では受給者証は使用できません。いったん3割負担分を支払った後、市役所窓口で申請を行ってください。

☎子育て支援課 ☎(0771)68-0017